資料６　別紙

刈谷市介護保険事業計画・刈谷市高齢者福祉計画
第９期から第１０期の変更内容について

〇第９期から第１０期にかけての変更箇所を、下記の通り示しています。

網掛け：第９期の記載事項のうち、第１０期では削除する箇所
太字＋下線：第９期から第１０期にかけて変更または追記した箇所

基本目標１　介護予防の推進

基本目標１施策の方向１　健康づくりの推進

第９期計画		第１０期計画	
取組	内容	取組	取組の内容
①生活習慣病予防対策	〇生活習慣病の予防や介護予防のため、特定健康診査や各種がん検診、歯科健診等の定期的な受診を促進します。 〇特定健診受診と特定保健指導の一体的な実施等、市民が利用しやすい体制の整備により、特定健診受診率・特定保健指導実施率の向上を図ります。 〇市民健康講座を開催し、オーラルフレイルや認知症の予防等の介護予防や生涯を通じた健康づくりについての知識や情報を提供します。	①生活習慣病予防対策	〇生活習慣病の予防や介護予防のため、特定健康診査や各種がん検診、歯科健康診査等の定期的な受診を促進します。 〇特定**健康診査**受診と特定保健指導の一体的な実施等、市民が利用しやすい体制の整備により、特定健診受診率・特定保健指導実施率の向上を図ります。 〇**各種事業等において、運動・栄養・口腔等健康に関する知識の普及啓発を推進し、生活習慣病の発症予防および重症化予防を図ります。**
②認知症予防対策	〇認知症と関わりの深い生活習慣病の予防に関する情報提供や啓発を行い、認知症の発症予防を推進します。 〇認知症予防のために、通いの場等において、あたまの健康度をチェックし、認知症について考えるきっかけづくりや支援につなげるために医師等専門家と連携しながら早期発見に努めていきます。		**➡基本目標４ 施策の方向１ に移動**
③生涯スポーツの場の提供	〇高齢者の生きがいと健康づくりの機会として、各団体・協会との連携により、様々な生涯スポーツの場を提供します。 〇身近な地域におけるスポーツの場として、各中学校区で活動している「刈谷市総合型地域スポーツクラブ」への加入を促進します。	②生涯スポーツの場の提供	〇高齢者の生きがいと健康づくりの機会として、各団体・協会との連携により、様々な生涯スポーツの場を提供します。 〇身近な地域におけるスポーツの場として、各中学校区で活動している「刈谷市総合型地域スポーツクラブ」への加入を促進します。

第９期計画		第１０期計画	
取組	内容	取組	取組の内容
④保健事業と一体的に行う介護予防の実施	○通いの場等においてあたまの健康チェックを実施し、認知症予防やフレイル予防に努めるとともに、低栄養の状態にある人を対象とした健康教室を実施し、高齢者がより効果的に健康づくりや介護予防に取り組めるよう支援します。 ○高齢者の保健事業と介護予防事業等の一体的な実施を展開できるよう、各種データの分析や庁内関係部局間での連携強化を図ります。	③保健事業と一体的に行う介護予防の実施	○高齢者の保健事業と介護予防事業等の一体的な実施を展開できるよう、各種データの分析や庁内関係部局間での連携を強化し、介護予防と疾病の重症化予防を図ります。
⑤在宅等での健康づくり	○市民センターや市民館において、保健推進員による健康づくりの活動を促進します。 ○「かりや健康マイレージ事業」において、協賛企業との連携のもと、健康づくりに取り組む人の増加を図ります。 ○身近な健康づくりの場として、公園の整備の際には、近隣住民のニーズ等を踏まえた健康遊具等の設置を進めます。 ○「げんきプラザ」において、市民一人ひとりの主体的な健康づくりを促進します。	④在宅等での健康づくり	○市民センターや市民館において、保健推進員による健康づくり活動の機会を提供します。 ○自主的に活動している高齢者団体や市民団体等の希望に応じて保健師や歯科衛生士等の専門職を派遣し、健康教育を実施します。 ○「かりや健康マイレージ事業」において、協賛企業との連携のもと、楽しみながら健康づくりに取り組む人の増加を図ります。 ○身近な健康づくりの場として、公園の整備の際には、近隣住民のニーズ等を踏まえた健康遊具等の設置を進めます。 ○刈谷市内の公園等において、健康づくりを目的とする高齢者に向けた事業を検討していきます。 ○「げんきプラザ」において、市民一人ひとりの主体的な健康づくりを促進します。

基本目標１施策の方向２　高齢者の社会参加や就労等の促進

第９期計画		第１０期計画	
取組	内容	取組	取組の内容
①高齢者の就労支援の充実や社会参加の促進	○高齢者の就業機会の確保をはじめとする刈谷市シルバー人材センターの活動を補助するとともに、就労支援を実施する機関との連携を図りながらそれらの活用を促します。 ○高齢者の社会参加の機会として、小学校におけるスクールガードの活動を推進します。	①高齢者の**就業機会や社会参加の機会の確保**	○高齢者の就業機会の確保をはじめとする刈谷市シルバー人材センターの活動を補助するとともに、就労支援を実施する機関との連携を図りながらそれらの活用を促します。 ○小学校におけるスクールガードの活動等を通じて、高齢者の社会参加の機会を確保します。 ○住民主体の通いの場の情報を集約し、高齢者に情報提供を行うことで、活動参加を促します。
		②地域サロン活動の充実	○介護予防活動を積極的に推進する団体に対する補助金制度の条件見直しや内容の充実を通じて、高齢者の活動の幅を広げます。

第９期計画		第１０期計画	
取組	内容	取組	取組の内容
②生涯学習活動の充実	○高齢者の学習と仲間づくりの機会として「高齢者教室」を開催します。 ○教室の内容及び講師等について、参加者のニーズに応じた魅力ある教室づくりに努めます。	③生涯学習活動の充実	○高齢者の学習と仲間づくりの機会として「高齢者教室」を開催します。 ○教室の内容及び講師等について、参加者のニーズに応じた魅力ある教室づくりに努めます。
③生きがい活動拠点の運営と利用促進	○高齢者の生涯学習や生きがいづくり、健康づくりの場として、「高齢者交流プラザ（高齢者福祉センターひまわり内）」、「いきいきプラザ（一ツ木福祉センター内）」、「ぬくもりプラザ（南部福祉センターたんぽぽ内）」、「老人センター（各市民センター内）」、「生きがいセンター」を運営します。 ○それぞれの役割や機能等に応じた適切な利用を促進します。	④生きがい活動拠点の運営と利用促進	○高齢者の生涯学習や生きがいづくり、健康づくりの場として、「高齢者交流プラザ（高齢者福祉センターひまわり内）」、「いきいきプラザ（一ツ木福祉センター内）」、「ぬくもりプラザ（南部福祉センターたんぽぽ内）」、「老人センター（各市民センター内）」、「生きがいセンター」を運営し、それぞれの役割や機能等に応じた適切な利用を促進します。
④老人いこいの場の開設	○高齢者が気軽に集まり、レクリエーションや趣味の活動を通じた交流を行う場として、市民館、集会所等で老人いこいの場を開設します。	⑤老人いこいの場の開設	○高齢者が気軽に集まり、レクリエーションや趣味の活動を通じた交流を行う場として、市民館、集会所等で老人いこいの場を開設します。
⑤いきいきクラブの活動支援	○「健康づくり」、「仲間づくり」、「生きがいづくり」を目的に様々な取組を行ういきいきクラブの活動を支援します。	⑥いきいきクラブの活動支援	○「健康づくり」、「仲間づくり」、「生きがいづくり」を目的に様々な取組を行ういきいきクラブの活動を支援します。
⑥交流事業の推進	○幼児園や保育園の行事等を通じた交流や、小中学校の「総合的な学習の時間」等での交流を通じ、幼児・児童・生徒への福祉教育と世代間交流を推進します。	⑦交流事業の推進	○幼児園や保育園の行事等を通じた交流や、小中学校の「総合的な学習の時間」等での交流を通じ、幼児・児童・生徒への福祉教育と世代間交流を推進します。
⑦敬老会事業の実施	○高齢者の長寿を祝うため、各地区等で開催される敬老会を支援するとともに対象者に敬老祝金を支給します。	⑧敬老会事業の実施	○長寿を祝うため、各地区等で開催される敬老会を支援するとともに対象者に敬老金を贈呈します。

基本目標１施策の方向３　生活支援・介護予防サービスの充実

第９期計画		第１０期計画	
取組	内容	取組	取組の内容
①介護予防・生活支援サービス事業の推進	○要支援認定者と基本チェックリスト該当者等を対象に、訪問型サービス、通所型サービス等の介護予防・生活支援サービス事業を実施します。また、総合事業の対象者やサービス単価等について、本市の現状に即した設定を行います。 ○多様なサービスが展開できるよう本市に住む高齢者の現状を民間事業所等と共有、協議の場を設けます。	①介護予防・生活支援サービス事業の推進	○要支援認定者と基本チェックリスト該当者等を対象に、訪問型サービス、通所型サービス等のサービス・活動事業を実施します。また、総合事業の対象者やサービス単価等について、本市の現状に即した設定を行います。 ○多様なサービスが展開できるよう本市に住む高齢者の現状を民間の介護サービス事業所等と共有、協議の場を設けます。

第９期計画		第１０期計画	
取組	内容	取組	取組の内容
②介護予防普及啓発事業の推進	○65 歳以上の人を対象に、口腔機能向上や低栄養防止、フレイル予防等の観点から栄養教室やげんき度測定、エンジョイ教室、カミカミ体操、高齢者が参加できる「通いの場」や、自宅で気軽に運動ができるオンライン体操教室の周知を図り、介護予防に取り組む機会を提供します。 ○保健事業や専門職との関わりを強化することで、自立支援・重度化防止に向けた内容の充実を図ります。	②介護予防普及啓発事業の推進	○65 歳以上の人を対象に、フレイル予防等の観点から運動・口腔・栄養等に関するセミナーを開催することにより、介護予防に取り組む機会を創出します。
③地域リハビリテーション活動支援事業の実施	○関係団体との連携のもと、住民主体で運営するサロン団体等にリハビリテーション専門職（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士）を派遣し、運動指導や講話等を行います。	③地域リハビリテーション活動支援事業の実施	○関係団体との連携のもと、住民主体で運営するサロン団体等にリハビリテーション専門職（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士）を派遣し、運動指導や講話等を行います。
④生活支援サービスの拡充策の立案	○地域包括ケアシステムの構築に向けた実態調査の結果等をもとに地域が抱える課題やニーズを分析し、市民が必要とするサービスの創出を進めます。	④生活支援サービスの**活用推進**	○高齢者が生活の中で感じるちょっとした困り事を登録しているサポーターがお手伝いする、ちょこっとささえあい事業の周知を図り、サポーター数を増加させ、利用者にとって使いやすい環境を整備し、利用を促進します。
		⑤自立支援を目指した短期集中予防サービスの拡充	○事業対象者または要支援認定者に対し、生活の目標を定め、リハビリテーション専門職等が面談や自宅でできるトレーニングを中心としたサービスを提供し、セルフマネジメント力を身に付ける事業の利用者を拡大します。

基本目標２　地域での暮らしを支える体制整備

基本目標２施策の方向１　地域包括支援センターの機能充実

第９期計画		第１０期計画	
取組	内容	取組	取組の内容
①地域包括支援センターの運営	○市内６か所に設置している地域包括支援センターにおいて、地域の高齢者の状況把握、介護予防の推進、高齢者やその家族への総合的な相談や、権利擁護のための取組を行います。 ○断らない相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する体制整備に伴い、関係相談機関等との連携を強化します。	①地域包括支援センターの運営	○市内６か所に設置している地域包括支援センターにおいて、地域の高齢者の状況把握、介護予防の推進、高齢者やその家族への総合的な相談や、権利擁護のための取組を行います。 ○断らない相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する体制整備に伴い、関係相談機関等との連携を強化します。
②地域ケア会議の充実	○医療、介護の専門家や地域団体等多職種の関係者が協働して、個別課題や地域課題を共有するとともに、高齢者の自立支援等について検討、推進する地域ケア会議を開催します。 ○地域ケア会議がそれぞれの地域づくりや政策の形成に結びつくよう、内容の充実や実施方法の見直しを行います。 ○医療、介護等の多職種の関係者が参加し、交流する自立支援型地域ケア会議を実施し、支援者の支援の幅を広げ、地域全体で高齢者を支える環境をつくります。 ○地域ケア会議で抽出した地域課題は、実際の地域づくりや政策形成等につなげるため、再度課題を共有し解決策を検討する場を設けます。	②地域ケア会議の充実	○医療、介護の専門家や地域団体等多職種の関係者が協働して、個別課題や地域課題を共有するとともに、高齢者の自立支援等について検討、推進する地域ケア会議を開催します。 ○医療、介護等の多職種の関係者が参加し、交流する自立支援型地域ケア会議を実施し、支援者の支援の幅を広げ、地域全体で高齢者を支える環境をつくります。 ○地域ケア会議の内容の充実や実施方法の見直しを行い、地域ケア会議で地域課題の解決策を検討し、実際の地域づくりや政策形成等につなげていきます。
③自己評価と市による評価の実施	○各地域包括支援センターは、実施する事業の自己評価を行い、質の向上を図ります。 ○市は、各地域包括支援センターにおける事業計画や事業実績の状況を把握し、評価を行います。	③自己評価と市による評価の実施	○各地域包括支援センターは、実施する事業の自己評価を行い、質の向上を図ります。 ○市は、各地域包括支援センターにおける事業計画や事業実績の状況を把握し、評価を行います。
④基幹型地域包括支援センターの運営	○基幹型地域包括支援センターを設置し、市内６か所の地域包括支援センター間の調整や統括、虐待や困難事例の解決に向けた支援を行います。 ○基幹型地域包括支援センターの役割の強化のため、各包括支援センターが抱える課題等の洗い出しを行い、後方支援以外の業務を検討します。	④基幹型地域包括支援センターの運営	○市内６か所の地域包括支援センター間の調整や統括、虐待や困難事例の解決に向けた支援を行います。 ○各包括支援センターの機能強化のために、各包括支援センターが抱える課題等を集約し、課題解決に向けた検討会を実施します。

基本目標２施策の方向２　高齢者福祉サービス等の充実

第９期計画		第１０期計画	
取組	内容	取組	取組の内容
①高齢者の生活支援サービスの推進	○【配食サービス】見守りが必要で食事の仕度が困難な高齢者世帯を対象に、定期的に自宅に食事を届けるとともに安否確認を行います。 ○【福祉電話（声の訪問）】ひとり暮らし高齢者の安否確認のため、電話による定期的な声の訪問を行います。 ○【在宅高齢者見守り安心機器貸与】対象者に急病その他の緊急時に通報することができる機器と屋内に設置するセンサーを貸与します。 ○【救急医療情報キット】ひとり暮らし高齢者等を対象に、緊急時や災害等に備えて、医療情報や連絡先等の情報を保管するキットを配付します。 ○【ごみなどの戸別収集・粗大ごみの搬出補助】家庭から出るごみや資源を所定の集積場所まで運ぶことが困難な高齢者世帯を対象に、戸別収集を行うことで定期的にごみの排出ができるよう支援をするとともに、安否確認も行います。また、粗大ごみの戸別有料収集が可能な場所まで粗大ごみを持ち出すことが困難な高齢者世帯を対象に、搬出を支援します。	①高齢者の生活支援サービスの推進	○【配食サービス】食事の準備が困難な在宅の高齢者に対し、栄養のバランスがとれた食事を提供することにより、高齢者の食の自立をサポートするとともに、安否確認を行います。 ○【福祉電話（声の訪問）】ひとり暮らし高齢者の安否確認のため、電話による定期的な声の訪問を行います。 ○【在宅高齢者見守り安心機器貸与】ひとり暮らし高齢者等を対象に、緊急時にコールセンターに連絡できる機器と屋内に設置する人感センサーを貸与します。 ○【救急医療情報キット】ひとり暮らし高齢者等を対象に、緊急時や災害等に備えて、医療情報や連絡先等の情報を保管するキットを配付します。 ○【ごみなどの戸別収集・粗大ごみの搬出補助】家庭から出るごみや資源を所定の集積場所まで運ぶことが困難な高齢者世帯を対象に、戸別収集を行うことで定期的にごみの排出ができるよう支援をするとともに、安否確認も行います。また、粗大ごみの戸別有料収集が可能な場所まで粗大ごみを持ち出すことが困難な高齢者世帯を対象に、搬出を支援します。
②家族介護者への支援	○【在宅高齢者見守り安心機器貸与】認知症によりはいかい症状のある高齢者が、緊急時に家族等に通報することができる機能のほか、位置情報を探索できるＧＰＳ機能が付いた機器と屋内に設置するセンサーを貸与します。 ○【家族介護慰労金】在宅の重度要介護者を介護保険サービスの利用をせずに介護している家族に慰労金を支給します。 ○【ショートステイ】在宅において生活するのに不安のある高齢者を一時的に養護老人ホームで支援します。		➡【在宅高齢者見守り安心機器貸与】【ショートステイ】は取組②に移動

第９期計画		第１０期計画	
取組	内容	取組	取組の内容
③介護を受ける在宅高齢者への経済的負担の軽減	○【在宅ねたきり・認知症高齢者見舞金】【在宅ねたきり・認知症高齢者おむつ費用助成】在宅のねたきりまたは認知症の高齢者に対し、見舞金の支給及びおむつ等の購入に要する費用の一部を助成します。 ○【介護タクシー料金助成】通常の自家用車を利用することが困難な高齢者の通院等を支援するため、車いす昇降機やストレッチャーを装備した車両を利用する場合の介護タクシーの料金の一部を助成します。	②介護を受ける在宅高齢者**等への支援**	○【在宅高齢者見守り安心機器貸与】認知症によりはいかい症状のある高齢者を対象に、緊急時に家族等に連絡できる機能のほか、位置情報を探索できるＧＰＳ機能が付いた機器と屋内に設置する人感センサーを貸与します。 ○【ショートステイ】在宅において生活するのに不安のある高齢者を一時的に養護老人ホームで支援します。 ○【在宅要介護高齢者支援金】常時介護を必要とする在宅の高齢者に支援金を支給します。 ○【在宅要介護高齢者おむつ費用助成】常時おむつを必要とする在宅の要介護高齢者に対し、おむつ等の購入に要する費用の一部を助成します。 ○【高齢者タクシー料金助成】電車やバス等を利用することが困難な高齢者の外出を支援するとともに、経済的負担を軽減するため、高齢者タクシーの料金の一部を助成します。 ○【介護タクシー料金助成】通常の自家用車を利用することが困難な高齢者の通院等を支援するため、車いす昇降機やストレッチャーを装備した車両を利用する場合の介護タクシーの料金の一部を助成します。
④生活環境の改善への支援	○【布団乾燥等】ねたきりまたは認知症の人や高齢者のみの世帯で布団の衛生管理が困難な人を対象に、布団乾燥等を実施します。 ○【出張理美容費助成】外出が困難な在宅のねたきり高齢者を対象に、「出張理美容費助成券」を交付します。 ○【車椅子・車椅子移送車の貸出】病気や怪我等で一時的に歩行不能等、身体が不自由になった人に、車椅子を貸し出します。また、車椅子使用者の日常生活の利便性の向上を図るため、車椅子移送車を貸し出します。 ○【住宅改修費補助】【高齢者住宅バリアフリー化工事費補助】要支援・要介護認定者の介護保険の対象を超える住宅改修や要支援・要介護認定を受けていない高齢者の自宅のバリアフリー化工事の費用の一部を補助します。	③生活環境の改善への支援	○【寝具クリーニング】在宅のねたきりまたは認知症の高齢者で布団の衛生管理が困難な人を対象に、寝具のクリーニングを実施します。 ○【出張理美容費助成】外出が困難な在宅のねたきり高齢者を対象に、「出張理美容費助成券」を交付します。 ○【車椅子・車椅子移送車の貸出】病気や怪我等で一時的に歩行が困難になった人に、車椅子を貸し出します。また、車椅子使用者の日常生活の利便性の向上を図るため、車椅子移送車を貸し出します。 ○【住宅改修費補助】【高齢者住宅バリアフリー化工事費補助】要支援・要介護認定者の介護保険の対象を超える住宅改修や要支援・要介護認定を受けていない高齢者の自宅のバリアフリー化工事の費用の一部を補助します。

第９期計画		第１０期計画	
取組	内容	取組	取組の内容
⑤安全・安心な生活への支援	○【緊急通報システム】シルバーハウジングに居住するひとり暮らし高齢者の安全確保と不安解消のため、緊急通報システム機器を自宅に設置します。 ○【耐震シェルター設置費補助】地震による被害を軽減するため、一定の基準を満たした木造住宅に設置する耐震シェルターについて、設置費用を補助します。 ○【家具転倒防止器具取付】高齢者のみの世帯等を対象に、家具転倒防止器具の取付けを代行し、災害時の家具転倒事故を防止します。 ○【避難行動要支援者名簿】災害時の避難支援を目的に、「刈谷市地域防災計画」で定められた避難行動要支援者の名簿を作成します。また、地区と連携をしながら避難行動要支援者の個別避難計画を作成していきます。	④安全・安心な生活への支援	○【緊急通報システム】シルバーハウジングに居住するひとり暮らし高齢者の安全確保と不安解消のため、緊急通報システム機器を自宅に設置します。 ○【耐震シェルター設置費補助】地震による被害を軽減するため、一定の基準を満たした木造住宅に設置する耐震シェルターについて、設置費用を補助します。 ○【家具転倒防止器具取付】高齢者のみの世帯等を対象に、家具転倒防止器具の取付けを代行し、災害時の家具転倒事故を防止します。 ○【避難行動要支援者名簿】災害時の避難支援を目的に、「刈谷市地域防災計画」で定められた避難行動要支援者の名簿を作成します。また、地区と連携をしながら避難行動要支援者の個別避難計画を作成します。

基本目標２施策の方向３　住民主体の通いの場の充実

第９期計画		第１０期計画	
取組	内容	取組	取組の内容
①地域介護予防活動支援事業の推進	○市民館等を拠点に、地域の高齢者が気軽に参加できる場である「高齢者サロン」や「健康いちばん教室」等の自主的な活動に対して保健師や歯科衛生士、理学療法士等の専門職を派遣し支援を行い、通いの場の充実を図ります。 ○住民主体の通いの場の情報を集約し、高齢者に情報提供を行うことで、活動参加を促します。		➡基本目標１　施策の方向２　に移動
②地域サロン活動等補助事業の実施	○高齢化を理由に解散した団体の構成員に対して、介護予防活動の継続のため、他団体への引継ぎを促します。 ○サロン活動の活発化のために支え合い協力者やスマホ教室等通いたくなる内容の充実を図ります。		➡基本目標１　施策の方向２　に移動
③あつまりんの開催と活動支援	○65 歳以上の人を対象に、ボランティア等の協力を得て、昼食会やレクリエーション等、ふれあいの場を提供し、孤独感の解消や健康維持とともに、日常生活の充実を図ります。		

基本目標２施策の方向４➡**施策の方向３**　高齢者に配慮した住まいの充実

第９期計画		第１０期計画	
取組	内容	取組	取組の内容
①多様な高齢者向け住宅の情報提供	○高齢者が有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の情報を取得し、利用することができるよう、情報提供を行います。また、サービスの質を確保するため、苦情や通報に速やかに対応し、必要に応じて愛知県への情報提供を行います。 ○市民向けのリーフレットの配布や講座等の開催を通じて、住まいを含めた高齢期の生活や人生の最期までの暮らし方等を考えるきっかけとなる情報を提供します。	①多様な高齢者向け住宅**に関する**情報提供	○高齢者が有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の情報を取得し、利用することができるよう、情報提供を行います。
		②高齢者向け住宅に関する相談体制の確保	○サービスの質の確保や居住者等の不安解消のため、苦情や通報に速やかに対応し、必要に応じて県への情報提供を行います。
②市営住宅のバリアフリー化	○市民のニーズを踏まえながら市営住宅のバリアフリー化を推進します。市営住宅の建て替えに併せて整備を進めます。	③市営住宅のバリアフリー化	○市民のニーズを踏まえながら市営住宅のバリアフリー化を推進します。市営住宅の建て替えに併せて整備を進めます。
③シルバーハウジングの運営	○生活援助員を派遣して生活指導・相談、安否確認、緊急時の対応等のサービスを提供し、高齢者が自立して安全かつ快適な生活を営むことができるよう支援します。	④シルバーハウジングの運営	○生活援助員が訪問し、生活指導・相談、安否確認、緊急時の対応等を行い、高齢者が自立して安全かつ快適な生活を営むことができるよう支援します。
④養護老人ホームの運営	○主に経済的理由により居宅で生活することが困難な 65 歳以上の高齢者が入所する施設です。入所者が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加できるよう必要な指導や訓練を行います。	⑤養護老人ホームの運営	○環境上及び経済的理由により居宅で生活することが困難な入所者が、自立した日常生活を営み、社会的活動に参加できるよう必要な指導や訓練を行い、社会復帰を支援します。

基本目標２施策の方向５➡**施策の方向４**　高齢者の移動支援の充実

第９期計画		第１０期計画	
取組	内容	取組	取組の内容
①公共交通の充実	○刈谷市公共施設連絡バス「かりまる」において、利便性の向上を図るため、「地域公共交通計画」に基づき、充実・再編・運行体系の見直しやバス停待合環境の改善等、関係施策を推進します。 ○高齢者の買い物、通院等の外出を支援するデマンド交通の実証実験を実施するとともに地域住民と意見交換会を行い、地域の特性に応じた移動手段の検討を行います。 ○電車やバス等を利用することが困難な高齢者の外出を支援する高齢者タクシー助成制度について、利用率向上の改善策等を検討し、さらなる外出支援に向けた取組を推進します。	①公共交通の充実	○「刈谷市地域公共交通計画」に基づき、コミュニティバス「かりまる」の充実・再編・運行体系の見直しに継続して取り組むとともに、バス停待合環境を改善するなど、利便性向上や利用者拡大に向けた取組を推進します。 ○免許返納者及び 75 歳以上の高齢者をコミュニティバス「かりまる」の無料対象とし、免許返納による閉じこもりリスクの軽減を図るとともに、高齢者の外出を促進します。 ○デマンド交通をはじめ、地域の特性に応じた移動手段を提供し、高齢者の買い物や通院等の外出を促進します。

第９期計画		第１０期計画	
取組	内容	取組	取組の内容
②移動環境のバリアフリー整備	○バリアフリー法に基づき、特定旅客施設である刈谷駅と主要な公共施設等を結ぶ経路や施設の相互間等の経路のバリアフリー整備を推進し、安心して移動できる環境づくりを推進します。	②移動環境のバリアフリー整備	○バリアフリー法に基づき、特定旅客施設である刈谷駅と主要な公共施設等を結ぶ経路や施設の相互間等の経路のバリアフリー整備を推進し、安心して移動できる環境づくりを推進します。

基本目標２施策の方向６➡**施策の方向５**　高齢者の権利擁護の推進

第９期計画		第１０期計画	
取組	内容	取組	取組の内容
①高齢者の権利擁護事業の実施	○関係機関等との連携のもとで成年後見制度に関する相談・手続き支援や普及・啓発を推進します。 ○「刈谷市権利擁護支援推進協議会」を中心に、保健・医療・福祉・介護等幅広い関係者や地域住民により、本市の権利擁護支援を推進するとともに、受任者調整会議により受任候補者の調整を行います。 ○後見業務等の担い手のひとつとして、社会福祉協議会が法人として後見人等を受任します。 ○判断能力が十分でない認知症高齢者のうち、身寄りがない場合等当事者による審判請求が期待できない状況にある人について、市長が代わって審判請求を行います。 ○成年後見制度の利用にかかる費用負担が困難である人に対して助成を行います。 ○認知症等で判断能力に不安がある人への福祉サービスの利用援助等を行う日常生活自立支援事業の利用の促進を図ります。	①高齢者の権利擁護事業の実施	○関係機関等との連携のもとで成年後見制度に関する相談・手続き支援や普及・啓発を推進します。 ○「権利擁護支援推進協議会」を中心に、保健・医療・福祉・介護等幅広い関係者や地域住民により、権利擁護支援を推進するとともに、受任者調整会議により受任候補者の調整を行います。 ○後見業務等の担い手のひとつとして、社会福祉法人刈谷市社会福祉協議会が後見人等を受任します。 ○判断能力が十分でない認知症高齢者のうち、身寄りがない場合等当事者による審判請求が期待できない状況にある人について、市長が代わって審判請求を行います。 ○成年後見制度の利用にかかる費用負担が困難である人に対して助成を行います。 ○認知症等で判断能力に不安がある人を対象に、福祉サービスの利用に向けた支援を行います。
②高齢者虐待の早期発見	○市民や民生委員、事業所に対し、高齢者虐待に関する啓発や研修を実施するとともに通報先や相談先の周知を行い、虐待の防止及び早期発見につなげます。 ○養護者の介護疲れ等、虐待へつながる負担軽減のための相談、指導及び助言を行います。	②高齢者虐待の早期発見	○市民や民生委員、介護サービス事業所等に対し、高齢者虐待防止に向けた啓発や研修を実施するとともに通報先や相談先の周知を行い、虐待の防止及び早期発見につなげます。 ○養護者に対し、介護疲れの解消や介護等の負担軽減を図るため、相談体制の確保や指導及び助言を行います。
③高齢者虐待発生時の適切な保護・支援	○虐待が発生した場合には、市長寿課・地域包括支援センターを中心に関係者とのコアメンバー会議を早期に開催し、関係団体・組織等との連携のもと、緊急一時保護居室の確保等により、適切な保護・支援を実施します。	③高齢者虐待発生時の適切な保護・支援	○虐待が発生した場合には、早期にコアメンバー会議を開催し、関係団体・組織等との連携のもと、緊急一時保護居室の確保等により、適切な保護・支援を実施します。

基本目標３　在宅医療・介護連携の推進

基本目標３施策の方向１　医療・介護連携のための基盤整備

第９期計画		第１０期計画	
取組	内容	取組	取組の内容
①地域の医療・介護資源の把握	○地域の医療機関、介護サービス事業所等の住所、連絡先、機能等を把握し、これまでに把握している情報と合わせて、地域の医療・介護関係者と共有します。 ○効率的で正確な情報の更新に努めます。	①地域の医療・介護の資源の把握	○地域の医療機関、介護サービス事業所等の住所、連絡先、機能等を把握し、これまでに把握している情報と合わせて、地域の医療・介護関係者と共有します。
②在宅医療・介護連携の課題抽出と対応策の立案	○「刈谷市在宅医療・介護連携推進協議会」を開催し、在宅医療・介護連携の現状の把握と課題の抽出、対応策等の立案を行います。	②在宅医療・介護連携の課題抽出と対応策の立案	○在宅医療・介護連携推進協議会を開催し、在宅医療・介護連携の現状の把握と課題の抽出、対応策等の立案を行います。
③切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進	○地域の医療・介護関係者の協力を得ながら、支援が必要となる４場面（日常の療養支援、入退院支援、急変時の対応、看取り）を中心に、切れ目なく一体的に在宅医療と在宅介護が提供される体制の構築に向けた取組を企画・立案します。 ○今後のさらなる高齢化を見据え、医師会等との連携のもとで、看取り等に関する取組や認知症高齢者への対応を強化するための取組について検討を進めます。 ○多職種連携マニュアルの周知・活用を促します。 ○多職種での交流会を開催し、多職種連携の推進を図ります。	③切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進	○地域の医療・介護関係者の協力を得ながら、支援が必要となる４場面（日常の療養支援、入退院支援、急変時の対応、看取り）を中心に、切れ目なく一体的に在宅医療と在宅介護が提供される体制の構築に向けた取組を企画・立案します。 ○今後のさらなる高齢化を見据え、医師会等との連携のもとで、看取り等に関する取組や認知症高齢者への対応を強化するための取組について検討を進めます。 ○多職種連携マニュアルの周知・活用を促します。 ○多職種での交流会を開催し、多職種連携の推進を図ります。
④医療・介護関係者の情報共有の支援	○情報共有ツール「えんｊｏｙネット刈谷」に関する課題の抽出や検討を行い、地域の医療・介護関係者間の情報共有の促進を図ります。 ○情報共有ツールの操作研修や、活用方法に関する好事例の発信等を通じ、効果的な情報共有を促進します。	④医療・介護関係者の情報共有の支援	○情報共有ツール「えんｊｏｙネット刈谷」に関する課題の抽出や検討を行い、地域の医療・介護関係者間の情報共有の促進を図ります。 ○情報共有ツールの操作研修や、活用方法に関する好事例の発信等を通じ、効果的な情報共有を促進します。
⑤在宅医療・介護連携に関する相談支援	○地域の在宅医療・介護連携を支援する相談窓口である「刈谷・知立・高浜在宅医療・介護連携支援センター」の周知を進め、活用を促進します。	⑤在宅医療・介護連携に関する相談支援	○地域の在宅医療・介護連携を支援する相談窓口である「刈谷・知立・高浜在宅医療・介護連携支援センター」の周知を行い、活用を促進します。

基本目標３施策の方向２　医療・介護連携のための相互理解の促進

第９期計画		第１０期計画	
取組	内容	取組	取組の内容
①医療・介護関係者の研修	○地域の医療・介護関係者の連携を実現するために、多職種でのグループワーク等の研修を行います。また、必要に応じて、地域の医療関係者に介護に関する研修会や介護関係者に医療に関する研修会等を開催します。	①医療・介護関係者の研修	○地域の医療・介護関係者の連携を実現するために、多職種でのグループワーク等の研修を行います。また、必要に応じて、地域の医療関係者には介護に関する研修会等を、介護関係者には医療に関する研修会等を開催します。
②地域住民への普及啓発	○在宅医療や介護に関する講演会の開催、パンフレットの作成・配布等により、地域住民の在宅医療・介護連携の理解を促進します。 ○出前講座等を通じて、自身の人生の最期の迎え方を含めた今後の医療や介護の方針を話し合うことの必要性について、普及・啓発を行います。	②地域住民への普及啓発	○在宅医療や介護に関する講演会の開催、パンフレットの作成・配布等により、地域住民の在宅医療・介護連携の理解を促進します。 ○出前講座等を通じて、自身の人生の最期の迎え方を含めた今後の医療や介護の方針を話し合うことの必要性について、普及・啓発を行います。
③在宅医療・介護連携に関する関係市等との連携	○刈谷医師会の圏域である知立市、高浜市と連携して、広域連携が必要な事項について協議します。また、他市町村の好事例等の収集に努め、今後の在宅医療・介護連携の施策を推進していきます。	③在宅医療・介護連携に関する関係市等との連携	○刈谷医師会の圏域である知立市、高浜市と連携して、広域連携が必要な事項について協議します。また、他市町村の好事例等の収集に努め、今後の在宅医療・介護連携の施策を推進していきます。

基本目標４　認知症施策の充実【認知症施策推進計画】

基本目標４施策の方向１　認知症の人を支える地域環境づくり➡**認知症への備えと自分らしい暮らしの実現**

第９期計画		第１０期計画	
取組	内容	取組	取組の内容
		①認知症予防に関する啓発	○認知症と関わりの深い生活習慣病の予防に関する情報提供や啓発を行い、認知症の発症予防を推進します。 ○脳の健康度をチェックし、認知症について考えるきっかけをつくります。また、早期発見やその後の支援につなげるため、医師等専門家と連携していきます。
①認知症サポーターの養成・活動支援	○地域コミュニティや学校、企業等との連携のもとで認知症サポーターの養成を行います。 ○認知症サポーター養成講座受講修了者を対象にステップアップ講座を開催します。 ○各地域包括支援センターに配置されている認知症地域支援推進員と連携し、一般市民だけでなく、企業や団体、高校や大学等に認知症サポーター養成講座の受講を働きかけます。	②認知症サポーターの養成・活動支援	○地域コミュニティや学校、企業等との連携のもとで認知症サポーターの養成を行います。 ○認知症サポーター養成講座受講修了者を対象にステップアップ講座を開催します。 ○認知症地域支援推進員と連携し、刈谷市認知症サポート事業所（認知症サポーター養成講座を受講した従業員が所属する市内事業所）を増やします。
②チームオレンジの立ち上げと取組	○認知症サポーター養成講座に加え、ステップアップ講座を受講した人を中心とした支援チーム「チームオレンジ」を立ち上げ、認知症の人やその家族の支援ニーズに合った具体的な支援につなげる仕組みを構築します。	③チームオレンジの**取組支援**	○認知症サポーター養成講座に加え、ステップアップ講座を受講した人で構成される「チームオレンジ」が、認知症の人やその家族のニーズに合った具体的な支援を行える仕組みを構築します。
③行方不明高齢者等ＳＯＳネットワークの活用	○行方不明になった認知症の人を地域の協力により早期に発見できるよう、警察や市内の関係機関、近隣市町と情報連絡の体制を構築し、行方不明高齢者等の安全確保と家族等への支援を行います。 ○行方不明高齢者等ＳＯＳネットワークに事前登録した人を対象に、ＱＲコードが添付された見守りシールを配付し、早期発見につなげます。	④行方不明高齢者等ＳＯＳネットワークの活用	○行方不明になった認知症の人を地域の協力により早期に発見できるよう、警察や市内の関係機関、近隣市町と情報連絡の体制を構築し、行方不明高齢者等の安全確保と家族等への支援を行います。 ○行方不明高齢者等ＳＯＳネットワークに事前登録した人を対象に、ＱＲコードが添付された見守りシールを配付し、早期発見につなげます。
④はいかい高齢者捜索模擬訓練の実施	○認知症によるはいかい高齢者の安全確保、事故防止等の観点から、地域での見守り体制の強化を目的とした捜索模擬訓練を実施します。 ○訓練においては、市民が認知症に対する知識、理解を深めることで、行方不明高齢者の早期発見につながるよう、訓練内容を充実させます。		➡取組⑤に統合

第９期計画		第１０期計画	
取組	内容	取組	取組の内容
⑤はいかい高齢者個人賠償責任保険事業の実施	○認知症によるはいかいにより鉄道事故を起こすおそれのある高齢者等を対象に、本人及び家族の損害賠償負担の軽減を図ります。 ○行方不明高齢者等ＳＯＳネットワークに事前登録し、保険加入を希望する人が対象で、費用は市が負担します。	⑤はいかい高齢者等に対する支援	○認知症によるはいかい高齢者の安全確保、事故防止等の観点から、地域での見守り体制の強化を目的とした捜索模擬訓練を実施します。 ○認知症によるはいかいにより鉄道事故を起こすおそれのある高齢者等を対象に、本人及び家族の損害賠償負担の軽減を図ります。

基本目標４施策の方向２　認知症の人や家族への支援体制の強化

第９期計画		第１０期計画	
取組	内容	取組	取組の内容
①認知症ケアパスの普及	○認知症の人やその家族が、認知症と疑われる症状が発生した場合に、いつ、どこで、どのような医療や介護サービスを受ければよいか理解できるよう、認知症ケアパスの普及と活用の促進を図ります。 ○必要に応じた改定により、利用しやすい内容へと見直しを図ります。 ○幅広い人に利用されるよう、市民だより等を通じた周知・啓発や、認知症サポーター養成講座等での普及を図ります。	①認知症に関する知識の普及啓発	○認知症の人やその家族が、認知症と疑われる症状が発生した場合に、いつ、どこで、どのような医療や介護サービスを受ければよいか理解できるよう、認知症ケアパスの普及と活用の促進を図ります。 ○幅広く市民に認知症に関する知識を身に付けてもらうため、市民だよりやＬＩＮＥ等を通じた周知・啓発を図ります。
②認知症地域支援推進員の活動の推進	○各地域包括支援センターに配置している「認知症地域支援推進員」について、情報共有を図りながら地域の実情に応じて連携支援や相談支援等の活動の推進を図ります。	②認知症地域支援推進員の活動の推進	○各地域包括支援センターに配置している「認知症地域支援推進員」について、情報共有を図りながら地域の実情に応じて連携支援や相談支援等の活動の推進を図ります。 ○「生活支援コーディネーター」を兼務する「認知症地域支援推進員」を中心に、地域と認知症の人とのつながりを強化していきます。
③認知症初期集中支援チームの充実	○複数の専門職が認知症の初期から家庭訪問等を行い、認知症の人のアセスメントや家族の支援、認知症の人やその家族に早期に関わり、医療や介護に繋がるよう活動の充実を図ります。	**③認知症相談、対応体制の確保**	○複数の専門職で構成される初期集中支援チームが、認知症の初期からアセスメントや家族の支援のために家庭訪問等を行い、適切な医療や介護に繋げます。 ○認知症の人を介護する家族の悩み・相談について、専門医が個別に対応する相談会を実施します。
④認知症家族支援プログラムの実施	○認知症の人を介護している家族を対象に、専門職等からの実践に基づいた講義により知識を深めることで介護負担を軽減し、認知症の人とその家族が早期から安定した生活が営めるよう、講座を開催します。	**④認知症の人を介護している家族の支援**	○認知症の人を介護している家族を対象に、専門職等による実践に基づいた講義を開催することで、介護の知識を深め、介護負担の軽減を図ります。 ○認知症の人を介護する家族等の交流会を開催し、互いに悩みを相談し、情報交換を通じて介護に対する不安の軽減を図ります。
⑤認知症介護家族交流会の開催	○認知症の人を介護する家族等が互いに悩みを相談し、情報交換することで介護に対する不安を軽減できるよう交流会を開催します。		➡取組④に統合

第９期計画		第１０期計画	
取組	内容	取組	取組の内容
⑥認知症個別相談の実施	○認知症の人を介護する家族の悩み・相談について、専門医が個別に対応する相談会を実施します。		➡取組③に統合
⑦認知症カフェの開催	○認知症の人やその人を介護している人が、情報交換や相談、交流ができる場として認知症カフェを開催します。 ○専門職等の関わりの強化と若年性認知症を含めた認知症の人本人の参加を促すため、気軽に参加できるよう、内容の改善や充実を図るとともに、カフェ運営に関わる人材の確保に努めます。	**⑤認知症の人の交流の場の創出**	○認知症の人やその人を介護している人が、情報交換や相談、交流ができる場として認知症カフェを開催します。 ○認知症の人が集い、本人同士が主となって、自らの体験や感じている思い、これからのより良い暮らしに向けて語り合う場として認知症本人交流会を開催します。

基本目標５　安定的な介護保険制度の運営

基本目標５施策の方向１　多様なサービスの提供と利用支援➡**多様なサービスの提供**

第９期計画		第１０期計画	
取組	内容	取組	取組の内容
①居宅サービス	○利用者が希望するサービスを選択できるよう、介護支援専門員やサービス提供事業者と連携を図りつつ、サービスの提供に努めます。 ○アンケート調査等で把握した市民ニーズ等について情報提供を行い、事業所の参入を促進します。 ○事業所向け研修会等で、医療保険で実施する急性期・回復期リハビリから、介護保険で実施する生活期リハビリへと切れ目なく提供する重要性について、周知・理解を図ります。また、要介護者や家族に対し、生活期においてもリハビリテーションの必要性を理解し、取り組めるよう啓発活動を行います。	①**安定した**居宅サービス**の提供**	○必要なサービスが多くの選択肢から選べるように、利用者には市内にある介護サービス事業所等の一覧を提供するとともに、介護支援専門員には、サービス提供事業者との連携強化を支援します。 ○アンケート調査等で把握した市民ニーズ等を公表するとともに、新規参入を検討している介護サービス事業所等の相談に対応する等、事業所の参入を促進します。
②地域密着型サービス	○可能な限り住み慣れた地域において、継続した生活を送ることができるよう、利用者ニーズやサービス提供事業者の状況を考慮し、提供体制の確保に努めます。 ○認知症の増加に伴ってニーズが高まることが予想される認知症対応型共同生活介護において、サービスの質・量の充実を図ります。	②**安定した**地域密着型サービス**の提供**	○可能な限り住み慣れた地域において、継続した生活を送ることができるよう、利用者ニーズやサービス提供事業者の状況を考慮し、提供体制の確保に努めます。 ○アンケート調査等で把握した市民ニーズ等を公表するとともに、新規参入を検討している介護サービス事業所等の相談に対応する等、事業所の参入を促進します。
③施設サービス	○在宅での介護が困難になった人を対象に、適切なサービス利用を支援します。	③**安定した**施設サービス**の提供**	○介護認定の結果に応じたサービスの種類や、愛知県内の施設の一覧を情報提供します。
④サービス利用のための情報提供	○サービスの内容を紹介する情報誌の発行や出前講座等を通じ、介護保険に関する普及・啓発を行います。	④**各種サービスに関する**情報提供	○サービスの内容を紹介する情報誌の発行や出前講座等を通じ、介護保険に関する普及・啓発を行います。

基本目標５施策の方向２　サービスを支える基盤の強化

第９期計画		第１０期計画	
取組	内容	取組	取組の内容
①介護給付適正化事業の推進	○介護給付適正化計画を本計画に併せて位置づけ、下記の取組を実施します。 ○研修等への参加を通じて、運営指導にあたる職員の効率的かつ効果的な指導監督手法の修得に努めます。	①介護給付適正化事業の推進	○介護給付適正化計画を本計画に併せて位置づけ、下記の取組を実施します。 ○研修等への参加を通じて、運営指導にあたる職員の効率的かつ効果的な指導監督手法の修得に努めます。

第９期計画		第１０期計画	
取組	内容	取組	取組の内容
②サービス事業者振興事業の実施	○サービス事業者に対し、研修や情報提供を行い、事業者の介護技術等の向上を支援します。 ○研修の回数の増加を図るとともに、事業所連絡会を通じた事業所間の連携の強化に努めます。	**②介護支援専門員と多職種間の連携強化**	○医療的ケアが必要な要支援・要介護認定者のケアマネジメントの質の向上に向け、在宅医療・介護連携推進協議会を活用し、介護支援専門員と医療関係者との連携を強化します。 ○６つの地域包括支援センターとそれを後方支援する基幹型地域包括支援センターの連携により、介護支援専門員の支援体制の充実を図ります。 ○在宅医療・介護連携推進協議会で課題の抽出を行い、交流会を開催するなど、介護支援専門員を含めた多職種連携の推進を図ります。
③介護相談員派遣事業の実施	○介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設及びグループホーム等に介護相談員を派遣し、サービス利用者の疑問や不満、不安を解消するとともに、派遣を受けた事業所でのサービスの質の向上を図ります。 ○介護相談員の有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅への派遣について、受入れ先拡大を推進していきます。	**③サービス利用者からの相談体制の構築**	○介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設及びグループホーム等に介護相談員を派遣し、サービス利用者の疑問や不満、不安を解消するとともに、派遣を受けた介護サービス事業所等でのサービスの質の向上を図ります。また、受け入れ先拡大を推進します。 ○サービス提供内容に関する相談窓口を周知します。

基本目標５施策の方向３　介護支援専門員の資質向上➡**介護人材の確保・育成**

第９期計画		第１０期計画	
取組	内容	取組	取組の内容
		①人材の参入促進	○介護サービス事業所等への就職希望者を対象に、介護職員初任者研修の資格取得から介護事業所への就職までを支援する仕組みの構築を図ります。 ○介護に関心を持つ介護未経験者に対し、介護の業務に携わる上での不安を払拭するため、基本的な知識を研修することにより、介護分野への参入を促進します。 ○介護助手の確保を目的に、マッチング支援等を実施します。 ○市民だよりやホームページ、ＳＮＳ、各種イベント等を通じ、介護職の魅力発信の機会をつくります。 ○市内の中学生等に向けて介護に関するパンフレットを配付し、若い世代に対して介護職の魅力を発信します。

第９期計画		第１０期計画	
取組	内容	取組	取組の内容
①介護支援専門員への研修・相談等の実施	○介護給付適正化事業のケアプランの点検結果を分析し、市内の介護支援専門員の資質向上のための研修を開催します。 ○様々な機会を通じて居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所に対して「ケアマネジメントの基本方針」の周知を図ります。	**②介護従事者等の資質向上**	○既に介護サービス事業所等で勤務する職員を対象に介護職員初任者研修の資格取得を支援します。 ○介護給付適正化事業のケアプランの点検結果を分析し、市内の介護支援専門員の資質向上のための研修を開催します。 ○様々な機会を通じて居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所に対して「ケアマネジメントの基本方針」の周知を図ります。 ○主任介護支援専門員の資格取得・更新に係る補助制度を継続して実施します。 ○介護サービス事業者等に対し、県や市が開催する研修等の情報提供を行うとともに参加を促し、介護従事者の質の向上を支援します。 ○事業所連絡会を通じて介護サービス事業所等間のつながりを強化するとともに、情報交換等による介護従事者等の介護の質の向上を目指します。
②主任介護支援専門員の資格取得等に対する支援	○主任介護支援専門員の資格取得・更新に係る補助制度を継続して実施します。		➡取組②に統合
③介護支援専門員支援体制の強化	○医療的ケアが必要な要支援・要介護認定者のケアマネジメントの質の向上に向け、「在宅医療・介護連携推進協議会」を活用し、介護支援専門員と医療関係者との連携を強化します。 ○６つの地域包括支援センターとそれを後方支援する基幹型地域包括支援センターの連携により、介護支援専門員の支援体制の充実を図ります。 ○在宅医療・介護連携推進協議会で課題の抽出を行い、交流会を開催するなど、介護支援専門員を含めた多職種連携の推進を図ります。		

第９期計画		第１０期計画	
取組	内容	取組	取組の内容
		③労働環境・処遇の改善	○市内介護サービス事業所等における、若手職員を対象にした交流会や研修等を実施します。 ○本市の健康づくりや女性活躍等を推進する優良企業認定制度の活用を通じ、より働きやすい職場環境への改善を促進します。 ○他機関が実施する介護職員の相談窓口について、市内介護サービス事業所等に周知します。 ○新たな介護テクノロジーを紹介するとともに、国や県等による導入支援に関する取組・制度の周知及び利用促進を図ります。 ○介護サービス事業所等の負担軽減を図るため、行政手続きの簡素化に向けた取組を検討します。 ○業務効率化等に取り組む市内介護サービス事業所等の取組を他の事業所へ周知するなど、業務効率化等の取組を促進します。

基本目標５施策の方向４　介護人材の確保・育成

第９期計画		第１０期計画	
取組	内容	取組	取組の内容
①多様な人材の確保・育成の支援	○初任者研修等の介護職の資格取得を支援します。 ○介護未経験者に介護について理解を深め、不安なく介護分野で働けるよう介護に関する入門的研修等を実施します。 ○国や愛知県等による介護人材確保に関する取組・制度の周知及び活用促進を図ります。 ○介護助手等の取組について情報収集を進めます。		
②介護職の魅力向上	○市民だよりやホームページ、各種イベント等を通じ、介護職の魅力発信の機会をつくります。 ○介護関係事業所での中学校の職場体験の受入れ機会の拡充や、中学生向けの講演会や授業等の実施を通じ、若い世代に対して介護職の魅力を発信します。		
③離職防止・定着促進	○市内介護サービス事業所における、若手社員を対象にした交流会や研修等の実施を検討します。 ○本市の健康づくりや女性活躍等を推進する優良企業認定制度の活用を通じ、より働きやすい職場環境への改善を促進します。 ○介護関連のコンテスト等への参加促進を図るなど、個人や事業所の介護技術、やりがい等の意識の向上に寄与する取組を検討します。		

第９期計画		第１０期計画	
取組	内容	取組	取組の内容
④ＩＣＴやロボットの活用・業務効率化の推進	○国や愛知県等によるＩＣＴやロボット導入に関する取組・制度の周知及び利用促進を図ります。 ○指定申請や運営指導時の提出書類を削減するとともに電子申請の導入を検討し、事業所の負担軽減を図ります。 ○業務効率化等に取り組む市内介護サービス事業所の取組を他の事業所へ周知するなど、業務効率化等の取組を促進します。		

基本目標５施策の方向５　災害や感染症対策等の推進➡**４　危機管理体制の確保**

第９期計画		第１０期計画	
取組	内容	取組	取組の内容
①感染症の予防と感染拡大防止対策の実施	○保健所等の関係機関と連携を図りつつ、感染症対策に関する正しい知識の普及を進めます。また、サービス事業所に対する講習会等の開催を検討します。 ○介護従事者の知識の習得や事業者の研修実施にかかる負担軽減を目的に、市が主催して研修を実施します。	①**災害や感染症対策等の推進**	○介護サービス事業所等に感染管理認定看護師を派遣し、感染症対策に関する正しい知識の普及を進めるとともに、感染症発生時には拡大防止に向けて現地で助言や指導を行います。 ○運営指導を通じて業務継続計画等を点検し、有事における介護サービス事業所等の対応強化を図ります。 ○運営推進会議を通じて、訓練実施の必要性を説明しつつ、地域の防災訓練への参加を促します。 ○県等が実施する防災設備の整備等に関する支援について、周知します。 ○有事の際には、適切な災害等対応体制のもと、利用者や介護サービス事業所等職員の安全を支援します。
②サービス提供に関する対策の実施	○介護サービスが必要なひとり暮らし高齢者等の要配慮高齢者に対する支援策について、検討を進めます。 ○サービス事業者に対し、研修会等を通じて対策に関する情報提供を行い、事業所単位の訓練実施の他、地域の防災訓練への参加を促します。	②**介護サービス事業所等の不慮の事態に対する対応**	○継続的なサービス利用に向けて、介護サービス事業所等の状況把握や代替施設等の調整等を行います。